

平成27年度第2回 鶴ヶ島市特別職報酬等審議会会議議事録

開催日時 平成27年12月3日(木) 10時00分～11時00分
出席者 吉川 雅雄会長、横瀬 敏也会長代理、内野 正子委員、金子 周子委員、
久保島 久和委員、丹羽 文生委員、林田 俊一委員、渡辺 幸紀委員
欠席者 菊本 修央委員

事務局 中島総務部長、笠原人事課長、清水人事課主幹、粟生田人事課主査、
森川人事課主事

議 題

- 1 開会
- 2 会長挨拶
- 3 第1回会議議事録の承認
- 4 審議

(審議の経過)

会 長：それでは次第の4、審議に入ります。まずは事務局から報告がある
そうですので、お願いします。

事 務 局：(参考事項として平成26年度及び平成27年度の人事院勧告と鶴
ヶ島市の給与改定等の対応方針について報告)

会 長：今回審議している議員の報酬や市長等の給料についての参考という
ことでよろしいですか。

事 務 局：はい、その通りです。

会 長：今の事務局からの報告について、ご意見、ご質問はありますか。

会 長：なさそうですので、続いて答申文の検討に入りたいと思います。事
前に送付されておりました答申案について、ご意見をお願いします。

委 員：答申の始めにある、答申にあたってという部分なのですが、少し簡
単すぎるように感じます。もう少し詳細に、平成26年度の答申を
継承している旨を強調していただきたいということと、併せて平成
27年度の状況もしっかり考慮しているということを記載していただ
きたい。市議会議員選挙があり、改選という節目があったわけ
ですので、前回からの経緯をご存知ない議員もいらっしゃると思いま
す。

それと、時間がありましたので平成27年第1回議会定例会の録画
を見直してみたのですが、そのなかで「審議会は事務局案を受けて、

何回かで終わってしまったのか。本当に審議されているのか。」というような質問が出ており、非常に残念に感じました。議員の中には、「2時間程度を何回か開催しただけ」と考えている方がいるようです。

例えば、審議資料は事前に送付されて、十分な準備期間があって、会議が開催されている等、どのように審議を重ねてきたかという部分ももう少し加えていただきたいと思います。

委員：関連して、私からもよろしいでしょうか。今のご意見にあった議員と同じ議員だと思うのですが、「事務局案を丸呑みしただけ」という発言をされています。この審議会を傍聴した上で発言されるのであれば構いませんが、審議の内容、経過をよく理解せずに議場でこのような審議会の名誉を毀損する発言をする議員がいるというのは非常に残念です。そういった部分をきちり説明するという意味でも、具体的にどのようなプロセスを経て、ここでどんな審議が行われ、答申に至ったということをしつかり答申に盛り込むべきではないでしょうか。

会長：大変貴重なご意見をいただきました。今の両委員のご意見は、審議会を軽んじるような意見が出るのであれば、答申にあたってという部分でしつかり説明するというご意見です。

委員：いくらなんでもこれは不適切な表現です。昨年度においては、蒸し暑い中、終業のチャイムが鳴っても議論を重ねたわけですから、それに対して「事務局案を丸呑みしただけ」と言われるのは極めて遺憾です。

会長：今日の内容についても、しつかり議事録に記録していただきたいですね。

委員：打ち合わせをしたわけではありませんが、まったく同じ意見です。私は、今回の審議会とは別に、一度議会の傍聴をしたことがありますが、その議員の言葉は、鶴ヶ島市の議員として残念です。ライブ中継されているということを意識されていないのではないのでしょうか。

会長：議員の批判が目的ではないですけれども、審議会を軽んじられないようにするためにも、審議の経過等については、しつかり記載してください。

委員：参考資料として、議事録を添付するのもよろしいのではないのでしょうか。

委員：議事録についてはホームページ上で公表ということですが、必ず目

を通してもらうための方法として、答申の資料の一つとして議事録を添付することもおかしなことではないと思います。議事録を読んでもただければ、こういったプロセスで審議が進められたか、細かなところまでわかっていたかだと思います。改めて別の文章にすると複雑になりますし、意図と違う様に捉われかねませんので、議事録の添付については賛成です。

委員：審議委員の名簿は提出されていますか。

事務局：答申の最後のページに各委員のお名前が入ります。議事録については、冒頭に会議の出席者を明記するのみとしております。

会長：議案を提出する時はどのような形になるのですか。

事務局：この審議会についてはご存知の通り、市長からの諮問に応じる形で審議していただき、諮問をした市長に対して答申していただきます。その答申を基に市長が議案を提出する形となりますので、議案自体には各委員のお名前等は入りません。

委員：私たちは参考意見を聞かれている立場ですよ。議案の提出まで至るのには、こういった第三者機関の審議が必要ということでやっているわけですから、それを理解されていないということは、とても残念なことですね。議会自体の質も問われるのではないのでしょうか。

会長：市長が議案を提出して、それについて説明するときは、事務局の方は同席されるのですか。

委員：答弁は総務部長がやっておられますね。

会長：ということは、また同じような意見が出たときには、毅然とした態度で説明できるわけでしょうか。

委員：昨年度、当時の総務部長もきちんと説明されていました。個人的にはもう少し語気を強めてもいいとは思いましたが。

会長：今日のこの会議において出た厳しい意見については、しっかりと把握していただくということで、委員のご意見にあった答申にあたっての部分を詳しくしていただくということでいかがでしょうか。

事務局：ただいま、貴重なご意見をいただきました。まず、答申にあたっての部分ですが、もう少し盛り込んだ形というご意見ですので、各委員のご意見を集約して、加筆させていただきたいと思います。それと、答申の本文につきまして、この内容でよろしいかどうかというところを確認させていただきたいと存じます。答申にあたってという前段の部分については、こちらで集約し加筆したものを郵送させていただいて、ご意見があれば、申し付けていただければ修正し、それを審議会全体の答申とさせていただければと考えております。会議の開催回数

が限られているなかで、文書による回議という方法もごございますが、答申の本文については、文書による回議において変えるというのは、難しいと思います。

それともう1点、答申に議事録を添付することについてですが、こちらについては、現在この報酬等審議会のほかにも様々な審議会、委員会等の第三者機関がありますが、議事録全文を添付というのは行っていないものですので、難しいとは思いますが。ただ、議事録は全ての人が見ることができる状態で公表しますので、各委員の意図、意思というのは伝わるかと思えます。

委員：他の審議会等との兼ね合いもあるということで、それはそれでいいのだと思います。ですので、例えば、答申の最初に「議事録はホームページでご承知のことと思えますが」等の発言をしていただいて、議事録に目を通していただくことを前提としていただければと思います。それと平成26年度の答申には、答申にあたっての部分に、審議会からの要望事項を入れていただきました。この部分をさらに踏み込んで、平成26年度の答申では今後の報酬等審議会の開催は4年に1度が望ましいとしたところを、例えば、市議会議員の改選前年とする等、定例的な開催を具体的に記載するのはいかがでしょうか。やはり、どのような答申が出るにせよ、定期的な開催すべき審議会だと思えます。

会長：今のご意見については、今回の答申は、平成26年度の答申との関係性を強く表現できるかということも含んでいるかと思えますが、いかがでしょう。

事務局：平成26年度の答申との関係性については、今回の答申のなかで別添のおりとし、平成26年度の答申を添付すること、また答申にあたっての部分で、平成26年度の審議及び答申に触れることで、表現できるかと思えます。

委員：平成26年度の答申は、今回の答申に添付されるわけですね。

事務局：平成26年度の答申あつての今回の答申というような形にさせていただきます。

会長：それだけでなく、答申にあたっての部分に別添されている平成26年度の答申の内容を加筆していただきたいですね。

委員：それに併せて、繰り返しになりますが、審議会の開催周期もきちんと記載していただきたい。そうすれば、予算も定期的に組めるのではと思います。市長もなかなか諮問しづらいと思いますので、定例化するのがよろしいのではと思います。

事務局：今年度のこの審議会の開催については、前年度の答申を受け、それを基にした議案が撤回となったことによるわけであり、その原因となった事務局の責任を痛感しております。今、委員からご意見いただきました開催時期を市議会議員の改選前年とすることにつきましては、市議会議員選挙前は難しいところかと思えます。

委員：それでは議員改選後に開催するというのはいかがでしょうか。

会長：平成26年度の答申のなかでの要望事項は、今回の答申のなかで訂正してもよろしいところですか。

委員：平成26年度の訂正というよりは、平成27年度の答申に含めてしまうのがいいのではないのでしょうか。

事務局：今回の報酬等審議会のような性格を持つ審議会の開催につきましては、確かに定期的開催するのが適当であるかと存じます。しかし、その時期の指定に選挙というものを関連付けてしまうのは、また誤解を招きかねませんので、平成26年度の答申での表現にとどめておいたほうがよいと考えております。

委員：そうですね、わかりました。私も事務局側にいたとしたら同じことを言うと思います。

会長：それでは、事務局にはそういう意見もあったということを議事録に残していただきたいと思えます。

答申については、ご意見のあった答申にあたってという部分を修正していただくということによろしいでしょうか。

(異議なし)

会長：それでは、答申については各委員の意見を基に修正していただき、郵送により各委員のご意見を聞いた後に、私から市長に答申することにしたと思います。最終の答申文の確認を含め、私に一任いただいてよろしいでしょうか

(異議なし)

会長：ありがとうございます。

委員：1点だけよろしいでしょうか。答申案では空欄となっている適用期日については、いつになるのでしょうか。

事務局：適用期日についてもご審議いただければと思います。平成26年度の答申においては、適用期日については、平成27年4月1日が望ましいとされています。

会長：それでは、適用期日は平成28年4月1日ということによろしいでしょうか。

(異議なし)

事務局：それでは、答申につきましては、答申にあたっての部分を加筆したものを、各委員の皆様へ郵送させていただきます。ご確認いただいた後、さらに修正意見がございましたら、その修正を加えたものを会長に確認いただき、それを最終的な答申とするということでしょうか。

委員：最終的な答申は、送っていただけるのでしょうか。

事務局：会長から市長への答申後、速やかに各委員へ送付させていただきます。

会長：それでは、委員の皆様から他に何かございますか。

事務局からはなにかありますか。

事務局：改めて確認させていただきますが、本日いただいたご意見について、修正した答申案を各委員へ送付させていただきますので、ご確認いただき、修正意見については、どのような形でも結構ですのご連絡いただきたいと思います。いただいた修正意見を基にさらに修正を加えたものを会長にご確認いただいた後、答申していただきます。答申していただきましたら、速やかに各委員へ同じものを送付させていただきます。また、この答申の日をもって、平成27年度鶴ヶ島市特別職報酬等審議会の委員の任期が満了となります。なお、議事録の確認も答申の確認と併せて郵送させていただきます、趣旨等の違いがあれば、修正を加えたものを会長にご確認いただき、承認とさせていただきます。公表につきましては、各委員のお名前は伏せた形となりますので、併せてご了解いただきたいと思います。事務局からは以上です。よろしく願いいたします。

6 その他

特になし

7 閉会

会長：それでは、以上をもちまして本日の会議を閉じさせていただきます。ありがとうございます。